

3 補助事業について

(1) 農業生産基盤の整備

① 用排水施設の整備

国事業名欄(事業名)について
 「農業競争力強化基盤整備事業(補助金)」は「競争力」
 「農村地域防災減災事業(補助金)」は「防災減災」
 「農山漁村地域整備交付金(交付金)」は「農山交」と記載する。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
県管用排水改良事業	かんがい排水事業(一般型)	(1)競争力(水利施設等保全高度化事業) ※本事業により実施する場合は、下の①～③の区分により「水利施設等保全高度化整備計画」を策定していること。 ①高付加価値化区分 ②農地集積促進区分 ③水管理省力化区分 (以下、本事業について同様)	一般型(基幹水利施設整備型)	【事業内容】 用排水施設整備(農業用排水施設の新設、廃止又は変更)を実施するもの。 (国・県管土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。) 【採択要件】 (1)農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。 (2)畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。 (3)既存の基幹の農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。	50	25	25	
		(2)農山交(水利施設等整備事業) ※本事業により実施する場合は、「農山漁村地域整備計画」に位置づけられた地区であること (以下、本事業について同様)	一般型(農業用水再編対策型)	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。 【採択要件】 (1)受益面積がおおむね200ha以上であって、かつ末端支配面積が5ha以上のもの。 ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限は設けない。 (2)実施地域内に100ha以上の農振農用地区域が含まれること。 (3)再編水量が0.5m ³ /S以上、又は再編水量の比率が10%以上のもの。	50	未定	未定	
			一般型(地域用水機能増進型)	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの。 【採択要件】 (1)受益面積がおおむね200ha以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上のもの。 (2)当該地区内の末端支配面積5ha以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上であること。 (3)現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5%以上であること。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
			一般型（流域水質保全機能増進型）	<p>【事業内容】</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの。</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積がおおむね 200ha 以上であること。</p> <p>(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100ha 以上の施設であること。 （これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね 5ha 以上であるものを含む。）</p> <p>(3) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。</p> <p>(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。</p> <p>(5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。</p>	50	未定	未定	
			一般型（排水対策特別型）	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施するもの。</p> <p>(2) 事業内容(1)と用水路等の更新又は整備、及び暗渠排水、客土、区画整理であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50% 以上であること。 ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田 ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田</p> <p>(2) 受益面積がおおむね 20ha 以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 5ha 以上であること。</p>	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
			特別型（農地集積促進型）	【事業内容】 (1)用排水施設整備事業を実施するものであって、担い手の経営に資する末端区域等の整備と、担い手への農地の集積を促進するもの。 (2)事業内容(1)と暗渠排水、客土、区画整理とを併せて一体的に実施するもの。 (3)事業内容(1)又は(2)と密接な関連を有すると認められる「集積促進事業」とを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1)生産基盤整備事業の受益地は、国営かんがい排水事業又は土地改良法施行令50条第1項又は第1項の2に基づく事業の受益地内であること。 (2)生産基盤整備事業の着手年度が関連基幹事業の着手年度以降であり、かつ、関連基幹事業の完了年度以前であること。 (3)関連基幹事業により整備される農業用排水施設と連続性をもつ用排水施設整備事業が事業内容に含まれていること。 (4)生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。（中山間地域等の場合は10ha以上） (5)担い手農地利用集積率の一定割合以上の増加等	50	未定	未定	
	基幹水利施設ストックマネジメント事業		一般型（基幹水利施設保全型）	【事業内容】 (1)国・県営造成施設に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。） (2)国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3)国・県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施 【採択要件】 (1)国・県営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設において、既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2)機能保全計画の策定（機能診断含む） 県が作成する実施方針に位置づけられたもの。 (3)対策工事 ①機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 ②土地改良法施行令第50条第1項第1号の2に基づき行う場合は、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの（田以外は20ha以上） (4)突発的事故に対する緊急補修工事等 県が作成する実施方針により、知事が選定した施設であること	50	25	25	平成19年より ・農業水利保全対策事業 ・国営造成水利保全対策事業 ・基幹水利施設補修事業 が統合された。
		(1)競争力（水利施設等保全高度化事業） (2)農山交（水利施設等整備事業）	特別型（産地収益力向上型の畑地帯総合整備型のうち畑地帯担い手育成型）	【事業内容】 (1)農業用排水施設、農道整備、区画整理のうち、1以上を実施するもの。 (2)事業内容(1)と客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、及び農地保全並びに付帯事業（交換分合等）、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1)受益面積の合計が20ha以上（中山間地域は10ha以上）であること。 (2)調査・調整事業を実施する場合にあっては、別途要件有 (3)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。	50 [55]	30 [30]	20 [15]	[]は、中山間地域等の負担区分を示す。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)		特別型(産地収益力向上型の畑地帯総合整備型のうち畑地帯担い手支援型)	<p>【事業内容】</p> <p>(1)農業用排水施設、農道整備、区画整理のうち1以上を実施するもの。</p> <p>(2)事業内容(1)と客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、及び農地保全並びに付帯事業(交換分合等)、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>(3)単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業。</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1)受益面積の合計がおおむね30ha以上であること。</p> <p>(2)単独施設整備を行う場合にあっては、(1)に関わらず、次に定める要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 国・県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。</p> <p>イ 受益面積がおおむね30ha以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること</p> <p>ウ 野菜指定産地、果樹濃密生産団地等であること。</p>	50	30	20	
(未定)		競争力(水利施設等保全高度化事業)	特別型(産地収益力向上型の高収益作物導入促進型)	<p>【事業内容】</p> <p>区画整理済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化を行うため、</p> <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1)農業用排水施設又は暗渠排水を実施するもの。</p> <p>(2)事業内容(1)と客土、除礫、農用地造成及び農地保全のいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>2 農業生産基盤整備付帯事業</p> <p>1の事業と、農作業道、土壌改良、営農環境整備支援のいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>3 産地形成推進事業</p> <p>1の事業と、高度土地利用調整、産地形成促進、耕地利用高度化推進のいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>【採択要件】</p> <p>(1) 受益面積の合計がおおむね20ha(中山間地域にあっては10ha)以上であること。</p> <p>(2)高収益作物導入促進土地改良整備計画を策定していること。</p> <p>(3)高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加 (ただし、下限値2ha(中山間地域にあっては1ha))</p> <p>(4)産地形成推進事業における産地形成促進事業を実施する場合は、(3)に加え面積割合が10%以上となること。</p>	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (団体営)		農山交(水利施設等整備事業)	地域農業水利施設保全型	【事業内容】 (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画策定に必要な当該施設の機能診断を含む。） (2) 団体営造成施設等において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 団体営造成施設等において発生した突発的的事故に対する緊急工事の実施 【採択要件】 (1) 団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設において、既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2) 県が作成する「地域農業水利施設保全対策実施方針」に位置づけられたもの。ただし、基幹水利ストックマネジメント事業対象外の施設とする。 (3) 機能保全計画の策定(機能診断含む) 末端支配面積が100ha以上の施設であって、施設の状況を鑑み、予防的な対策が有効であると見込まれるもの。 (4) 対策工事 受益面積が10ha以上であること。 (5) 突発的的事故に対する緊急補修工事等 施設の劣化に起因すると想定されるものであること。	50	20	30	「千葉県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
農業水利施設保全合理化事業	—	競争力(水利施設等保全高度化事業)	実施計画策定事業(水利用調整事業)	【事業内容】 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 【採択要件】 (1) 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 (2) 環境用水、冬期湛水用水を取得する場合にあつては、河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。	50	未定	未定	○採択期間は平成30年度まで。 ○機能保全計画策定事業について、「千葉県農業水利施設保全合理化事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
	—		実施計画策定事業(水利用高度化推進事業)	【事業内容】 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等 【採択要件】 (1) 採択申請に係る土地改良区等に、地域用水対策協議会が設置されていること。 (2) 利水等に関する各種権利関係が調整され、かつ、長期的な水利利用の秩序化が図られる見通しがあること。	50	未定	未定	
	—	実施計画策定事業(施設計画策定事業)	【事業内容】 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 【採択要件】 当該事業費が200万円以上であること。	定額	—	—		
	機能保全計画策定事業	実施計画策定事業(機能保全計画策定事業)	【事業内容】 機能診断結果に基づき必要な対策方法を定めた計画(「機能保全計画」)の策定 【採択要件】 末端支配面積が10ha以上であること。	定額	—	—		

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農業基盤整備促進事業		競争力(水利施設等保全高度化事業)	簡易整備型	【事業内容】 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 【採択要件】 ・総事業費 200 万円以上 ・受益者 2 名以上 ・受益面積 5ha 以上	50	0	50	競争力の再編により農業基盤整備促進事業のうち農業水利施設等の整備を行うもの。 団体営
※		農業水路等長寿命化・防災減災事業		【事業内容】 (1)長寿命化対策 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備と一体的に行う機能保全計画、実施計画の策定等や水利用調査・調整、耐震性点検・調査。 (2)防災減災対策 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 整備と一体的に行う機能保全計画、実施計画の策定等や耐震性点検・調査。 (3)ため池の保全・避難対策（ソフト） 緊急時の迅速な避難行動や適切な保安全管理につなげる対策。 施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成 等 【採択要件】 (ハード) ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・総事業費 200 万円以上、受益者数が農業者 2 人以上 ・事業工期は原則 3 年以内(ため池の場合は 5 年以内)、国庫補助事業によって造成された施設等が対象。 (ソフト) ・事業工期は 1 年以内、ソフト単独での実施不可。※ため池に係る場合のみ実施可。	ハード 50 ソフト 定額 (上限あり)	※ ※	※ ※	※既存事業から移行した場合の補助率は移行前の事業の補助率。

② 農地の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
経営体育成基盤整備事業	農業生産基盤整備事業(ハード)	(1)競争力(農地整備事業)	経営体育成型	【事業内容】 (1)区画整理、又は暗渠排水を実施するもの。 (2)農業用排水施設整備、農道整備、客土、暗渠排水、区画整理のうち、2以上を総合的に実施するもの。 (3)事業内容(1)又は(2)の生産基盤整備事業と、附帯事業(土壌改良、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備等)、営農環境整備事業(農業集落道整備、用地整備、環境整備等)、農業経営高度化支援事業(高度土地利用調整、農業経営高度化促進等)のうち、当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1)生産基盤整備事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。 (2)基盤整備関連経営体育成等促進計画が作成されていること。 (3)担い手への農地利用集積 認定農業者や、生産基盤整備事業完了時に経営面積が3.5ha以上で基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度までに認定農業者となる者、または特定農業団体(集落営農組織)等の経営面積シェアを、規定の割合まで増加させること。	50	30	20	○負担区分欄の()は、旧広域農業基盤緊急整備促進事業<>は、旧土地改良総合整備事業(一般型)[]は、中山間地域等の負担区分を示す。
		(2)農山交(農地整備事業)			45 [55]	<30> [30]	<25> [15]	
	農業経営高度化支援事業(ソフト)	①調査調整事業			【事業内容】 土地改良区が行う農地利用集積のための土地利用調整活動や意向調査活動に対する支援 ※事業期間は、採択年度の2年前から目標年度までの期間 【採択要件】 生産基盤事業と密接な関連があるものであること。	50	50	
農業経営高度化支援事業(ソフト)	②高度経営体集積促進事業		【事業内容】 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 ※事業期間は、助成割合の確認年度の翌年度実施 【採択要件】 基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度において、中心経営体の農地集積率が規定の割合以上となること。	50	50	—		

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農業生産基盤整備事業(ハード)	(1)農地中間管理機構関連農地整備事業	経営体育成型	【事業内容】 (1)区画整理、又は農用地造成を実施するもの。 (2)事業内容(1)の生産基盤整備事業と、附帯事業(土壌改良、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備等)、営農環境整備事業(農業集落道整備、用地整備、環境整備等)、農業経営高度化支援事業(調査・調整事業、耕地利用高度化推進事業)のうち、当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1)事業実施区域内農用地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。 (2)受益面積の合計がおおむね10ha(中山間地域は5ha)以上であること。 なお、上記の受益地とする農地はおおむね1ha(中山間地域は0.5ha)以上のまとまりがあること。 (3)農地中間管理権の借入期間が事業公告の日において15年以上期間があること。 (4)事業の実施により対象農地の8割を事業完了後5年以内に担い手へ集団化する機構の方針があること。 (5)目標年度(事業完了後5年以内)までに、担い手の農地利用集積率及び農地集約化率が向上すること。 (6)事業の実施により実施地域の収益性が向上すること。販売額が20%以上増加するか、米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること等。	62.5	30	7.5	
	農業経営高度化支援事業(ソフト) ①調査調整事業			【事業内容】 土地改良区等が行う農地利用集積のための土地利用調整活動や意向調査活動に対する支援 ※事業期間は、採択年度の2年前から目標年度までの期間 【採択要件】 生産基盤事業と密接な関連があるものであること。	62.5	37.5	—	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農業基盤整備促進事業		競争力(農業基盤整備促進事業)		<p>【事業内容】</p> <p>農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要であり、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施する（H28年度までは「農業基盤整備促進事業」として実施）。</p> <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地域 ・総事業費 200 万円以上 ・受益者 2 名以上 ・受益面積 5ha 以上 <p>(1) 定率助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 <p>(2) 定額助成</p> <p>① 田・畑の区画拡大</p> <p>（高低差 10cm 超） 10.5 万円～25 万円/10a</p> <p>（高低差 10cm 以下） 4.0 万円～23 万円/10a</p> <p>② 畦畔除去 3.0 万円/100m</p> <p>③ 暗渠排水</p> <p>（バックホウ） 10.5 万円～15.0 万円/10a</p> <p>（トレンチャ） 8.5 万円～10.0 万円/10a</p> <p>（掘削同時埋設） 5.5 万円～7.5 万円/10a</p> <p>④ 湧水処理 10.0 万円～15 万円/100m</p> <p>⑤ 末端の畑地かんがい施設整備</p> <p>（普通畑） 11.0 万円～15.5 万円/10a</p> <p>（樹園地） 17.5 万円～24.5 万円/10a</p> <p>⑥ 客土 6.5 万円～11.5 万円/10a</p> <p>⑦ 除礫 14.5 万円～20 万円/10a</p>	50	0	50	<p>団体営</p> <p>水路の変更を伴う場合等単価が異なる。</p> <p>層厚 10cm 以上 深度 30cm 以上</p>
農地耕作条件改善事業		農地耕作条件改善事業		<p>【事業内容】</p> <p>農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を図ることが重要であり、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施する。</p> <p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進に向けた取組を行う地域 ・総事業費 200 万円以上 ・受益者 2 名以上 				<p>団体営</p>

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				・農地中間管理機構との連携概要の策定 (1) 定率助成 ・工種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 (2) 定額助成 ① 田・畑の区画拡大 (高低差 10cm 超) 10.5 万円～25 万円/10a (高低差 10cm 以下) 4.0 万円～23 万円/10a ② 畦畔除去 3.0 万円/100m ③ 暗渠排水 (バックホウ) 10.5 万円～15.0 万円/10a (トレンチャ) 8.5 万円～10.0 万円/10a (掘削同時埋設) 5.5 万円～7.5 万円/10a ④ 湧水処理 10.0 万円～15 万円/100m ⑤ 末端の畑地かんがい施設整備 (普通畑) 11.0 万円～15.5 万円/10a (樹園地) 17.5 万円～24.5 万円/10a ⑥ 客土 6.5 万円～11.5 万円/10a ⑦ 除礫 14.5 万円～20 万円/10a	50	0	50	水路の変更を伴う場合等単価が異なる。 層厚 10cm 以上 深度 30cm 以上

③ 農道の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農道整備事業	広域管農団地農道整備事業	(1) 地方創性推進交付金(道整備交付金) (2) 農山交(農道整備事業)		【事業内容】 広域管農団地の基幹となる農道の 신설若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うもの。 【採択要件】 (1) 一般地域 受益面積 1,000ha 以上、延長 10km 以上、車道幅員 5.0m 以上、総事業費 20 億円以上であること。 (2) 特殊地域(振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積 300ha 以上、延長 5km 以上、車道幅員 4.0m 以上であること。	50	35	15	○新規地区は事業対象とならない 負担区分の欄(※)は、特殊地域に限る。
					50	50(※)		

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	一般農道整備事業	農山交(農地整備事業)		【事業内容】 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うもの。 【採択基準】 (1)新設・改良(一般地域) 受益面積50ha以上、延長1km以上、全幅員4.5m以上(基幹指定)、総事業費5千万円以上であること。 (2)特殊地域(振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積30ha以上、延長800m以上、全幅員4.0m以上であること。 (3)樹園地、畑地帯、田畑輪換農道の新設・改良 ①延長及び全幅員が一般及び特殊地域の条件に適合する幹線農道 ②全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道 ③全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道 ④総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設(樹園地) (4)生産条件が不利な集落を結ぶ農道(集落間) ①農道本体のみの場合(おおむね下記条件を満たすもの) 受益面積30ha以上、延長800m以上、全幅員4.0m以上であること。 ②付帯整備を併せて行う場合 農業集落道整備、農村交通基盤整備	50	未定	未定	一般地域の県負担割合は未定。 (※)は特殊地域に係る負担区分を記載。
				(2)特殊地域(振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積30ha以上、延長800m以上、全幅員4.0m以上であること。 (3)樹園地、畑地帯、田畑輪換農道の新設・改良 ①延長及び全幅員が一般及び特殊地域の条件に適合する幹線農道 ②全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道 ③全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道 ④総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設(樹園地) (4)生産条件が不利な集落を結ぶ農道(集落間) ①農道本体のみの場合(おおむね下記条件を満たすもの) 受益面積30ha以上、延長800m以上、全幅員4.0m以上であること。 ②付帯整備を併せて行う場合 農業集落道整備、農村交通基盤整備	50	50(※)	—	
	基幹農道整備事業	農山交(農地整備事業)		【事業内容】 農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備、並びに生態系保全施設整備を行うもの。 【採択要件】 (1)一般地域 受益面積50ha以上、車道幅員4.0m以上、総事業費1億円以上であること。 (2)特殊地域(振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積30ha以上、車道幅員3m以上であること。	50	未定	未定	
	農道保全対策事業	農山交付(農地整備事業)		【事業内容】 既設農道の機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を目的とする整備を行うもの。 【採択基準】 受益面積50ha以上、総事業費30百万円以上、個別施設計画が策定されていること。	50 50	35 0	15 50	(県営) (団体営)

(2) 農村生活環境の整備

① 中山間地域の総合整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
中山間地域総合整備事業		農山交(農村集落基盤再編・整備事業)	中山間地域総合整備型のうち集落型事業 ・一般型 ・生産基盤型 ・生活環境型	【事業内容】 農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に行う事業で次に掲げる事業を行うもの。 (1)一般型事業：農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備を実施する事業。 (2)生産基盤型事業：農業生産基盤整備のみを実施する事業。 (3)生活環境型事業：農村生活環境整備を中心に実施する事業。 【採択要件】 農業生産基盤を実施する地域は、林野率50%以上、かつ、傾斜1/100以上の農用地が地域の50%以上であること。 (1)一般型 ①農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的に行うものであり、かつ、農業生産基盤整備の事業(ほ場整備、暗渠等)のうち2以上を行うものであること。 ②受益面積 県営事業はおおむね60ha以上であること。 団体営事業はおおむね20ha以上であること。 (2)生産基盤型 ①農業生産基盤整備のうち、ほ場整備を実施するものであること。 ②受益面積 県営事業はおおむね20ha以上であること。(その他の事業を併せて行う場合にあっては、ほ場整備に係る受益面積の合計が10ha以上であること) 団体営事業はおおむね10ha以上であること。 (3)生活環境型 農村生活環境整備のみを実施するもの。	55	30	15	○過疎・山村・半島・特定農山村の指定を受けた市町村で実施するもの ○団体営の県負担割合は未定
農地環境整備事業		農山交(農村集落基盤再編・整備事業)	農地環境整備型のうち一般型	【事業内容】 耕作放棄地が所在する地域において、営農の再開が見込めない区域(保全管理区域)と営農を継続し生産性向上を図る区域(生産区域)を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図ることを目的として区画整理や農地の保全等を行うもの。 【採択要件】 (1)事業実施区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。 (2)生産区域の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること。	55	30	15	○過疎・山村・半島・特定農山村の指定を受けた市町村で実施するもの ○団体営の県補助率は未定

② 農業集落排水の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農業集落排水事業	施設の整備 又は改築	(1) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 ※本交付金により実施する場合は、「地域再生計画」が策定されていること (2) 農山交(農業集落排水事業)	施設の整備 又は改築	【事業内容】 汚水処理施設、汚泥等の農地還元利用を目的とした循環利用施設、末端受益戸数2戸までの管路施設や薄い排水施設の整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 農業振興地域内の集落であること (2) 受益戸数が、おおむね20戸以上であること。 (3) 処理対象人口原則としておおむね1,000人程度以下であること。 (4) 集落からの家庭排水で農業用排水が汚濁されている地域であること。 (5) 集落周辺の生産基盤の整備が進んでいる地域であること。 (6) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含まないこと。 (7) 改築の場合は、築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。 ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。 ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。	50	10	40	○「千葉県土地改良事業補助金交付要綱」により団体へ交付。 ○事業名区分の欄の最適整備構想策定にあつては、機能診断調査、最適整備構想の策定それぞれで交付限度額がある。
	調査・計画策定		調査及び計画の策定	【事業内容】 農業集落排水施設整備の採択基準を満たす事業の調査・計画策定を実施するもの。 【採択要件】 (1) 施設の整備にあつては、計画の概要を定める書類を作成する業務であること。 (2) 改築にあつては、農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。	50	10	40	
	機能診断及び最適整備構想策定		最適整備構想策定	【事業内容】 供用開始後長期が経過した農業集落排水施設を、修繕と更新により施設機能を保全するため、老朽化した農業集落排水施設の劣化状況を調査し、劣化度に応じて修繕や更新の組み合わせにより最適な整備構想を作成するもの。 【採択要件】 (1) 既存施設を有効活用するものであり、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 (2) 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。	定額	—	—	

③ 農村の総合整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農村振興総合整備事業	集落基盤整備事業	農山交(農村整備のうち集落基盤再編型)	—	【事業内容】 集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備(ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備等)とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備(自然環境・生態系保全施設、地域資源利活用施設等)を一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1) 農村振興整備事業計画が作成されていること。 (2) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うものであること。	50	25	25	○「千葉県土地改良事業補助金交付要綱」により団体へ交付。

(3) 農地等の保全

① 農地の防災保全

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農地防災事業	ため池整備事業	(1) 防災減災(用排水施設等整備事業) ※本事業により実施する場合は、「農村地域防災減災総合計画(県作成)」、「農村地域防災減災推進計画」を策定していること。	ため池整備事業	【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 大規模 ① 受益面積がおおむね 100ha 以上のもの。(中山間地域は 70ha 以上) ② 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域は 3,000 万円以上) (2) 小規模 ① 受益面積がおおむね 5ha※以上のもの。※県全域が地震防災地域であるため ② 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの	55	未定	未定	〔 〕は、中山間地域等の負担区分を示す。(防災減災のみ)
	湛水防除事業	(2) 農山交(農地防災事業)	用排水施設等整備事業(湛水防除事業)	【事業内容】 (1) 排水施設整備工事 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水排水防除事業が実施された地域)で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を実施するもの。 (2) 排水管理施設整備工事 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を実施するもの (3) 湛水防除施設改修工事 排水施設整備工事により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更を実施するもの。 【採択要件】 (1) 排水施設整備工事 ① 大規模 受益面積がおおむね 400ha 以上かつ総事業費がおおむね 5 億円以上 ② 小規模 受益面積がおおむね 30ha 以上かつ総事業費がおおむね 5,000 万円以上。 (2) 排水管理施設整備工事 ① 大規模 受益面積がおおむね 1,000 以上であること。 ② 小規模 受益面積がおおむね 100ha 以上であること。 (3) 湛水防除施設改修工事 (1) 排水施設整備工事と同じ。	55	40 (45)	5 (-)	
				50 [55]	29 [29]	21 [16]		
					50	40 (45)	10 (5)	
					50	35 (40)	15 (10)	
					55	45	-	
					50	40	10	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	地盤沈下対策事業		用排水施設等整備事業 (地盤沈下対策事業)	【事業内容】 地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備を実施するもの。 【採択要件】 (1)当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30%以上のものであること。 (2)大規模 受益面積がおおむね400ha以上であること。 (3)小規模 受益面積がおおむね20ha以上であること。	55	未定	未定	
	用排水施設整備事業		用排水施設等整備事業 (用排水施設整備事業)	【事業内容】 (1)築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備を行うもの。 (2)流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更を行うもの。 (3)土砂崩壊防止工事 風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置を行うもの。 【採択要件】 (1)事業内容(1)、(2)に関する要件 ①大規模 受益面積がおおむね400ha以上であること。(中山間は、200ha以上) 総事業費がおおむね8,000万円以上であること。(中山間は、3,000万円以上) ②小規模 受益面積がおおむね20ha以上、かつ、事業費がおおむね800万円以上であること。(中山間地域は、10ha以上) (2)土砂崩壊防止工事に関する要件 防災受益面積がおおむね5ha以上であること。 総事業費がおおむね800万円以上であること。	55	未定	未定	
	防災施設ストックマネジメント事業		用排水施設等整備事業 (用排水施設整備事業)	【事業内容】 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路において、施設長寿命化計画に基づく対策工事の実施。 【採択要件】 (1)施設長寿命化計画の策定 (2)実施要件 ①大規模 受益面積がおおむね400ha以上であること。(中山間は、200ha以上) 総事業費がおおむね8,000万円以上であること。(中山間は、3,000万円以上) ②小規模	55	28	17	
					50	33	17	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				受益面積がおおむね 20ha 以上、かつ、事業費がおおむね 800 万円以上であること。(中山間地域は、10ha 以上)				
	特定農業用 管水路等特 別対策事業		特定農業用 管水路等特 別対策事業	【事業内容】 石綿等による影響を防止するために行う農業用管水路・土地改良施設の撤去・除去及びこれと一体的に行なう農業用排水路・当該土地改良施設の変更を行なうもの。 【採択要件】 (1) 県営事業 受益面積がおおむね 20ha 以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50%以上であること。 (2) 団体営事業 受益面積がおおむね 10ha 以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50%以上であること。	50	35	15	団体営事業の負担割合は未定
	農業用河川 工作物応急 対策事業		農業用河川 工作物等応 急対策事業 (農業用河川 工作物応急 対策事業)	【事業内容】 農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 大規模 総事業費がおおむね 1 億円以上であること。 (2) 小規模 総事業費がおおむね 800 万円以上であること。 ※対象施設(河川管理者からの改善要求等が出された施設であること。) (1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。	55	37	8	(5 千万円以上) (5 千万円未満) ※国の助成を除いた残額は、地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。
	土地改良施 設耐震対策 事業		地域防災機 能増進事業 (土地改良施 設耐震対策 事業)	【事業内容】 土地改良施設の耐震改修を実施するもの。 【採択要件】 (1) 大規模 耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね 400ha 以上であること。 (2) 小規模 耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 ① 総事業費がおおむね 800 万円以上であること。 ② 防災受益面積がおおむね 30ha 以上であること。	55	未定	未定	
	地すべり対 策事業		地すべり対 策事業	【事業内容】 地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事 【採択要件】 総事業費が 7,000 万円以上であること。	50	50	—	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				(2)災害関連事業 災害復旧の原形復旧に関連して再度災害の防止を目的とする改善工事を行うもの ため池の堤体嵩上げ、洪水吐の拡幅など	50	国の補助残の1/2以上	国の補助残の1/2以下	

(4) 農村資源の保全

① 施設の維持管理

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
国営造成施設県管理事業		国営造成施設県管理費補助事業		【事業内容】 国営造成施設で、土地改良法第94条の6の規定に基づき千葉県に管理委託された施設のうち、公共・公益性が高く、一定規模の要件を満たす施設の管理(施設修繕等)を実施するもの。 【採択要件】 (1)受益面積がおおむね3,000ha以上であること。 (2)非農地率が20%以上であること。	1/3 (40)	1/3 (30)	1/3 (30)	()は、H7年度以前採択
土地改良施設維持管理適正化事業		土地改良施設維持管理適正化事業		【事業内容】 土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能保全と耐用年数の延長に資する整備補修、設備改善を実施するもの。 【採択要件】 (1)千葉県土地改良事業団体連合会による診断・指導を受け、5か年単位に定期的に整備補修を必要とする施設であること。 (2)団体営規模以上の事業により造成された施設で、1施設当たりの事業費が2,000千円以上であること。	30	30	40	
基幹水利施設管理事業		基幹水利施設管理事業		【事業内容】 国営造成施設で、土地改良法第94条の6の規定に基づき千葉県に管理委託された施設のうち、基幹水利施設強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められる基幹水利施設を管理するもの。	30	35	35	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				【採択要件】 (1)国により管理委託されたもの (2)受益面積がおおむね1,000ha以上であること。 (3)非農地率がおおむね10%以上であること。 (4)その他、施設の区分により、規模等一定の要件に該当するもの。				
国営造成施設管理体制整備促進事業		国営造成施設管理体制整備促進事業	管理体制整備型	【事業内容】 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るための支援活動に対して助成するもの。 (1)管理体制整備計画の更新 管理水準、管理体制、費用分担等の目標・取組・方策等を明らかにした計画を更新するもの。 (2)管理体制整備の推進活動 協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成を図るもの。 (3)管理体制の整備・強化に対する支援 多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践、予防保全対策の実施に対する支援を行うもの。 【採択基準】 (1)国営造成施設を管理する土地改良区。 (2)国営事業受益地区内に存する附帯県営造成施設を管理する土地改良区。	50	50	—	
土地改良施設管理事業（土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業）		土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業		【事業内容】 土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物を、廃棄物処分場で処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、適正な処理を推進するもの。 【採択要件】 施設管理者が管理する土地改良施設に、PCB廃棄物が存在すること。	50	—	50	
土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設突発事故復旧事業（補助）		【事業内容】 土地改良施設において突発事故が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行うもの。 【事業採択要件】 事業の実施にあたっては、下記要件をすべて満たすものとする。 (1)事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)が20ヘクタール以上のものであること。 (2)復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。 (3)適切に保全管理されている土地改良施設として※農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。 ※維持管理計画に基づいた管理、機能保全計画等で定めた対策・監視等が行われていること。	50	32	18	県営 ※国のガイドラインによる。
					50	※20	※30	団体営 ※支配面積における農振農用地の割合が50%未満の場合には県補助無。地元負担については要協議。

② 農村地域の共同活動

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
多面的機能支払 交付金		多面的機能支払 交付金		<p>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。</p> <p>(1)農地維持支払</p> <p>①対象農用地：交付金の対象農用地は農振農用地</p> <p>②対象活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水路等の基礎的な保全活動（水路、農道の草刈り、水路の泥上げ） ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等 <p>③交付単価</p> <p>水田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模集落支援のための加算単価 <p>水田：1,000円/10a 畑：600円/10a 草地：80円/10a</p> <p>(2)資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>①対象地域：(1)の農地維持支払の実施地域</p> <p>②対象活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境保全活動（植栽による景観形成 等） ・施設（水路、農道等）の軽微な補修 ・多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化 等） <p>③交付単価</p> <p>5年目まで</p> <p>水田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a</p> <p>6年目以降（※）</p> <p>水田：1,800円/10a 畑：1,080円/10a 草地：180円/10a</p> <p>※活動期間が5年を経過した組織、資源（長寿命化）を実施する組織</p> <p>(3)資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）</p> <p>①対象地域：(1)の農地維持支払の実施地域</p> <p>②対象活動</p> <p>集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等</p> <p>③交付単価</p> <p>水田：4,400円/10a 畑：2,000円/10a 草地：400円/10a</p> <p>本単価は交付上限で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。</p> <p>対象活動組織の構成</p> <p>(1)(3)の支払：農業者及び地域住民や団体などの多様な主体が参画した組織又は農業者のみで構成される組織。</p> <p>(2)の支払：農業者及び地域住民や団体などの多様な主体が参画した組織</p>	50	25	25	※地元負担は市町村

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
中山間地域等 直接支払交付金		中山間地域等直 接支払交付金		<p>中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>(1)対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法</p> <p>(2)対象農用地の基準</p> <p>①急傾斜地 田（傾斜：1/20 以上） 畑・草地・採草放牧地（傾斜：15° 以上）</p> <p>②緩傾斜地 田（傾斜：1/100 以上 1/20 未満） 畑・草地・採草放牧地（傾斜：8° 以上 15° 未満）</p> <p>③小区画・不正形な田</p> <p>④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地</p> <p>⑤①～④の基準に準じて、知事が定める基準に該当する農用地</p> <p>(3)交付単価</p> <p>田 急傾斜：21,000 円/10a 緩傾斜：8,000 円/10a 畑 急傾斜：11,500 円/10a 緩傾斜：3,500 円/10a 草地 急傾斜：10,500 円/10a 緩傾斜：3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜：1,000 円/10a 緩傾斜：300 円/10a</p> <p>※小区画・不正形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。</p> <p>活動内容に応じた交付額の割合</p> <p>①農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価） 農業生産活動、多面的機能を増進する活動</p> <p>②体制整備のための前向きな活動（体制整備単価）</p> <p>A 要件：農業生産性の向上 B 要件：女性・若者等の参画を得た取組 C 要件：集団的かつ持続可能な体制整備</p> <p>①の活動のみを実施する場合：交付単価の 8 割 ①と②活動の A～C の 1 つの取組を実施する場合：交付単価の 10 割</p> <p>(4) 加算措置</p> <p>活動内容①、②を行った上で、一定の取組を行う場合に所定額が加算されます。</p> <p>①集落連携・機能維持加算</p> <p>【集落協定の広域化支援】 複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算。 地目にかかわらず 3,000 円/10a</p> <p>【小規模・高齢化集落支援】 実施集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に加算。 田 4,500 円/10a 畑 1,800 円/10a</p> <p>②超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜(田 1/10 以上、畑 20° 以上)の農用地の保全や有効活用の取組 田・畑 6,000 円/10a</p>	50	25	25	